### ○1番(菊川敬人)

1番、菊川です。ただいま日程について報告がございましたが、会議規則の第8条で、会議は、午前8時から午後5時までとうたってあります。8条の2項として、議長は必要があるときは、時間の変更をすることができるというふうにうたってあります。

本日は、初日として、13時30分のスタートになっていますが、変更した背景について、本日は傍聴者も見えてございますので、少しそこのところを説明を求めたいと思います。

#### ○議長(茅沼隆文)

まず、会議規則の会議時間は、9時から5時までの間ですね。

それから、本日は、去る11月16日、突然、衆議院議員が解散されたことに伴い、本日が衆議院議員の公示日になっております。この公示日に当たり、我が開成町の議会だけではなくて、さまざまなところで本会議の日程を変更しているところもあります。本議会においても、開成町在住の方が衆議院議員に立候補されるということもあったり、そのほかのもろもろの事情から、1時半から開会としたものです。よろしいですか。

それでは、この12月会議の議事日程につきまして委員長報告のとおりとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者多数)

#### ○議長(茅沼隆文)

ご異議なしと認め、12月会議の議事日程につきましては、委員長報告のとおりと決定いたしましたので、直ちに日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第115条の規定により、 議長において、1番議員、菊川敬人君、2番議員、高橋久志君の両君を指名いたし ます。

日程第2、一般質問を行います。質問の順序は通告順に行いたいと思いますが、 ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者多数)

### ○議長(茅沼隆文)

ご異議なしと認めます。よって、一般質問は通告順に行うことに決まりました。 それでは、一般質問を行いますが、質問、答弁は、簡潔にお願いいたします。 1番、菊川敬人君、どうぞ。

### ○1番(菊川敬人)

皆様、こんにちは。議席番号1番、菊川敬人です。

本日は、通告いたしまして許可をいただきました 2 項目について質問をいたします。まず初めに、追跡 -2、今後の北部構想と、その本気度を問う。でございます。本年も黄金色に実った稲穂は収穫の時期を終え、田園は、土色が広がり来年の春ま

でその存在に気をとめることがなくなりました。

我が国の食料自給率は、依然として40%を下回る状況にあり、この低水準からの脱却へ向けた国策も功を奏さない状況にあります。町では、北部を農業振興地とした位置づけとしていますが、表向きであり、農業に対する特段の支援が取られていない現況にあるように受けとめられます。しかし、その実態は大変であり、とりわけ後継者不足は言うまでもなく、専業農家としての自立不能状態は一朝一夕には解決できないものであると推測いたします。また、現状農家のほとんどが兼業であり今後の取り組みについて考える余裕がないようにも推察されます。

一方、交通や施設面において、町全体から取り残された印象が強く、若者の定着率 や高齢者の活力を阻害する要因となることが懸念されます。希望と生きがいを持つこ とが健康で長生きする秘訣であり、超高齢化や観光へ向け北部自然の活用を期待して、 次の気がかりな点についてお伺いいたします。

①第五次総合計画に北部の活性をどう位置づけるか。②今後、農業振興についてどう考えるか。③平成25年度予算への反映は。④瀬戸屋敷を含め周辺を今後どのようにするのか。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(茅沼隆文)

町長。

#### ○町長 (府川裕一)

菊川議員のご質問にお答えしたいと思います。まず初めに、開成町における農業の現状について、先に説明をさせていただきたいと思います。平成23年農業センサスに基づきますと、開成町の耕地面積は、202へクタールであり、前回調査より4へクタール減少しております。また、耕地面積のうち他の面積は173へクタールであり、前回調査より3へクタール減少、農家総数は329戸、前回調査より18戸減少しております。そのうち販売農家数は170戸であり、前回調査より19戸減少しております。のうち販売農家数は170戸であり、前回調査より1戸増加しております。専業農家数は24戸あり、前回調査より4戸増加しております。専業農家の増加につきましては、団塊世代のUターンによる増加が主な原因と考えられます。

次に兼業農家数ですが、第1種兼業農家数が14戸で、前回調査より4戸増加しております。第2種兼業農家数は、132戸で、前回調査より27戸減少しております。農家1軒当たりの耕作面積は0.5へクタール未満が79戸、0.5へクタールから1へクタールが77戸であり、1へクタール未満の総数は全体の88%を占めております。統計上での単純計算では、開成町の平均農家の1戸当たりの耕作農地面積は60アールとなります。次に、就業年齢では、60歳以上の方が全体の45.6%を占めており、まさしく高齢化が進んでおります。

次に議員から農業に対する特段の支援がとられていないのではないか、とのご指摘ですが、北部地域におけるこれまでの行ってきた事業についても説明をさせていただきたいと思います。

開成町では、都市計画により、昭和45年の区域、区分及び用途地域の決定を受け、北部地域は市街化調整区域とし、さらに優良な農地の保全と農地の振興を図る地域として、農業振興地域としました。このことから町では早くから農地の集約と営農の効率化を目的とした基盤整備を進めてきました。その内容は、国庫補助事業である農村基盤総合整備事業をはじめとして5事業を行いました。総事業費はおよそ36億8,000万円であります。また、県補助事業として、昭和55年度から平成11年度まで実施していた小規模土地改良事業を初めとした4事業を行い、総事業費はおよそ10億2,000万円になります。このように北部地域に投じた基盤整備を初めとする土地改良関係事業費は、合計で約47億円になります。

そのほかにも県道改良事業として、県道怒田開成小田原線の歩道拡幅工事や町道改良工事も進めております。このように町では、早期から北部地域の基盤整備を初め、農業の多様化の推進、田園住居の整備を図ってまいりました。現在、開成町では全国的な人口減少期にありながらも、町民の数は増加を続け、発展し続けております。このことは土地区画整理事業を初めとする南部地域開発だけがもたらしたものではなく、北部地域が持つ、まさに開成町のふるさととしての特性が最大に寄与しているものと分析をしております。こうしたことからも、北部、中部、南部それぞれの特性にあった、バランスのとれた施策が展開され、町全体の発展に結びつくものであると認識をしております。

それでは順次ご質問にお答えします。一つ目の第五次総合計画への北部への活性化の位置づけの考え方について、今後、農業振興についてどう考えるかについて、あわせて回答をさせていただきます。現在策定されました第五次総合計画への北部活性化への取り組み及び活性化との考え方ですが、さきに北部地域の土地利用については、第四次総合計画と同様にふるさとゾーンと位置づけ、市街化調整区域であり、農業振興地域として土地改良事業と農村基盤整備を進める地域としております。今後も継続的な発展と振興のために、優良農地の保全に努めていくとともに、豊かな自然を守りながら、居住空間の環境整備を進めることとしています。また、景観、歴史、自然環境を生かした町民のふるさとの顔づくりを目指した土地利用を図ることとしております。具体的には、開成駅周辺の南部地区と北部地区をつなぐ都市計画道路、山北開成小田原線の整備を早期に行うことで交通網が充実し、開成駅周辺からの利便性を高めることで、開成町の一体化がより一層充実できるよう進めたいと考えております。

また平成20年に庁内組織として設立された、開成町北部地域農業活性化検討委員会にて策定した活性化方針である。一つ、担い手の確保、二つ、米や野菜などの高付加価値化、三つ、観光資源を活用した農業の活性化、四つ、事業推進の視点と体制の整備に基づき、具体的な政策を展開したいと考えています。

また、平成23年度に実施した、開成町北部農業振興地域における地域資源を生かした6次産業化の展開事業計画、あしがり郷瀬戸屋敷を拠点とした施設整備をすることによる集客や農業の発展、または商工との連携による新たな事業展開を提示しております。公共施設整備の一つとしては、平成16年から実施した農村振興総合整備計

画、整備事業、または農村振興総合統合補助事業で計画されていたホタル公園整備なども具体化する予定であります。

次に、平成25年度予算への反映についてですが、現時点では、まだ、予算の査定中でありますので、詳細を説明することはできませんが、第五次総合計画の北部地域として計画した事業を具体化するため、予算化を図っていきたいと考えております。

次に、瀬戸屋敷を含め、周辺をどうするか。平成23年度に業務委託をしました開成町北部農業振興地域における地域資源を生かした6次産業化の展開事業計画策定業務に提示がされました。瀬戸屋敷を拠点とした施設整備をすることが考えられます。 具体的には瀬戸屋敷周辺の土地利用や、集客に対する施設整備などを考えていきたいと思っています。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(茅沼隆文)

菊川敬人君。

○1番(菊川敬人)

それでは、改めて質問したいと思います。この件につきましては、私は今まで過去 二度ほど質問をしております。本日はそれらの検証を含めた形でまた再質問をさせて いただきたいと思います。昨年3月には、北部の10年後について伺っております。 10年後を見据えた具体的なビジョン、きらりと光る生きがいのある施策を求めまし た。あれから、1年半が経過をいたしました。北部農業に対して、将来へ向けた施策 としてこの1年半の間に前進したことは何かあるでしょうか。そして、これから10 年後の将来へ向け、継続しなければならない構想は何かお持ちでしょうか、お伺いい たします。

### ○議長(茅沼隆文)

産業振興課長。

# ○産業振興課長 (池谷勝則)

それでは、回答させていただきます。まず、23年3月のとき以降、どのような考えを持っていたかということでございますが、そのときにも担当の課長から説明がありましたように、北部につきましては、先ほどの町長の答弁にもありましたように、新しく6次産業化という、開成町北部農業振興地域における地域の資源を生かした6次産業化の展開事業の計画を策定いたしました。こちらにつきましては、23年度の事業ということで、どのような展開ができるのかというのを検討したものでございまして、こちらは国の法律に基づいた計画が開成町では展開できるかということを検討いたしました。その中では、新しく農業の農産物の加工場、または直売所の整備、または新しく環境農業の取り入れ、これらをベースに農家レストラン等の複合施設、また、農地を利用いたしましたグリーンツーリズム、体験農業の取り入れ、これらを提案させていただいております。これらにつきましては、今現在、各地域の方、また団体の方にこの提案の内容を説明させていただいて、各農家の方、また関係する団体の方が、今後の展開に利用されるということであれば、町は側面支援させていただきま

して、国等の支援、または助成を取得して、対応していきたいと思っております。

また、これ以外に平成20年から開成町の北部展開、どのようにできるかというふうなことで、平成20年に開成町の北部地域農業活性化検討委員会という組織を設立いたしまして、こちらの中で開成町の農業がどのようになっているかということを検証しながら、今後の農業、特に担い手、米の販売の関係、それから、先ほどと重複するんですが、農業を活用した集客力、これらについてまとめたものを今現在実施している、または推進する予定で進めております。

# ○議長 (茅沼隆文)

菊川敬人君。

# ○1番(菊川敬人)

課長、平成21年3月じゃなかったかと思うのですが、後で結構です。それでは、もう少し具体的なところで、農業振興地域の整備計画というのが県にはあると思いますが、そのことについて触れさせていただきます。町の地域性や、農業を魅力あるものにするために指針となるものが必要だというふうに私は考えます。農業振興計画を定め、その計画に重点となる項目を定め、推進することが農業振興の要であるというふうに考えるわけです。

重点となる施策や数値目標を掲げること、計画の進捗管理、達成度の検証などを行うことが必要ではないかと思います。

町の現状では、農家の大半は稲作、約72%がそうであると思います。平成22年度の調査では、販売農家数は170戸、自給的農家数が159戸、合計329戸となっております。また、高齢化も年々進んでおります。岡野では29.5%、金井島は25.7%という現状になっております。就業者みずからが農業振興について語らうことは、大変難しい現状にあるというふうに推測いたします。

したがいまして、町では指導的立場から推進具体策やきめ細かな重点施策を示し、 独自性のある農業振興へと導くことが望まれるわけであります。

ここで伺いたいことは、北部を農業振興地と位置づけておりますが、町へは振興推進へ向けた農業振興計画、この計画が作成されているのかどうか。また、農業後継者の現状はどうであるのか。それから、みずから耕作ができない方が委託をされている割合は現在どれぐらいあるのか、お教え願いたいと思います。

#### ○議長(茅沼隆文)

産業振興課長。

#### ○産業振興課長(池谷勝則)

それでは、まず、後半の質問について回答させていただきます。開成町の農業の関係につきましては、平成23年度に各町内の農家の方にアンケートをとらせていただいております。実施しておりますのが、23年5月11日から31日の間で、対象の農家375戸に対して郵送して、書いていただいております。回収につきましては、195軒から回答をいただきまして、回収率は52%になっております。その中ではどういうことがわかったかというと、先ほど言われましたように、まず、北部の地域

の農家というのは全体のどのくらいかというと、大体33%の方が北部地域の農家の方になっております。また耕作農地は開成町の全体のどのくらいかというと、49%が北部に集中している。そのうち水田が47%を占めているという結果になっております。

一番心配しております、委託がどのくらいかということなんですが、全体では自作しているのが48%しかないということで、逆に言えば、52%の方が何らかの形で一部または全部を委託しているという形になります。後継者の方はどのくらい考えていられるかというと43%、過半数までいかないんですが、43%の方は大体今予定しているのがいるとか、内定者がいますよということでもらっておりますが、残りのところについては、まだ未確定だと聞いております。

先ほどの一部または全部を委託している人はどのぐらいいるか、受託をしている人の数ですが、こちらは調査の内容の中では、29件の方が受託をしておりまして、その受託をしている人たちは、今後どのような形態をしていくかということで拡大していくのか、現状を維持するのか、やめるのかという話で聞いたところ、今現在、このままの状態で続けるというのが21人の方から出ております。拡大できるという人が5人で、残りの8人の方は縮小、またはやめてしまうということでアンケートが結果としては出ております。これらを求めまして、私どものほうでは、今後の特に8人の方の縮小またはやめるという方が持っている農地と言うのが、今後どうなるかということで、さまざまな取り組み、特に担い手の取り組みということで進めて、検討しております。この中では農家の方、特に受託者29人のうち12名ぐらいの方に集まっていただきまして、今後の開成町の農業の推進の検討会とか、連絡会を設けまして、その中で情報公開をどのようにしたらいいのか、今後の担い手をどのようにするのか、これらについて今話し合いをしているところでございます。これらを今後の担い手、または開成町の付加価値をつけた農業の位置づけの中に持っていきたいと考えています。

開成町といたしましては、今、特産として通常認められているのは、米類につきましては、ある程度の方が見ていただけているのかなと。これ以外に開成町は、水田だけでなく、畑作として3年前から取り組んでいる弥一芋というものをできたら町の特産化として今力を入れて、協力していただいております。これについては、まだこれからなんですが、今年少し販売経路に乗せることもできましたので、来年度以降、また、五次の総合計画の中では弥一芋を表面化していきたいなと、このように考えているところでございます。

それとあと先ほど質問が最初にありました農業振興計画、これは整備計画のことかと思うんですが、こちらにつきましては、昭和47年にまず決めて制定をいたしまして、その後昭和60年に改定しております。その後、順次追加または減少の簡易的な変更はしているんですが、内容全体の改定はしておりません。ですから、昭和60年当時のものがそのまま今生きているということで、その中ではその当時の整備計画または特にハード面の整備計画の位置づけが明記されているかと思います。

以上です。

○議長 (茅沼隆文)

菊川敬人君。

### ○1番(菊川敬人)

先ほどの町長の答弁の中に、優良農地の保全ということがありました。農地法が平成21年に改正されています。このことによりまして、農振地はさらに厳しい枠をはめられてしまいました。現状ではかごの鳥状態というか、非常に厳しい状況にあるんじゃないかと思います。最近そういうふうなことで農振について考えてみまして、非常に気がかりな点があります。もっと言えば、気に入らない点があるわけでありますが、その一つとして、県の都市づくり計画には、農業とか、農振についてはほとんど触れられていないんです。県全体では、3万5,600人余りの農業就業者がいるわけですが、農業用地としては、2万1,218ヘクタールあります。にもかかわらず、そういったまちづくり計画には余り触れられていないということです。

二つ目に、国、県では、農用地の区域から除外について、農用地等の農業以外に利用する必要性があるか否かを判断することになっていますが、この除外要件として法的に縛りがかけられております。

また、農地転用については、農地法第4条、第5条において、許可制度が厳しく制限されておるために、自分の子供であっても分家として住居を構えることができない状況にあります。大変困難な状況にあるわけですが、この状況を鑑みまして、自分が働けなくなったとき、また、耕作ができなくなったとき、先祖代々受け継いできた田畑を守り続けることができなくなってしまうわけです。そうした不安を抱きながら生活をしなければならない。

市街化地域だけではなく、農振という網までも掛けられて、この先何十年もここは 農地ですよという形で位置づけられております。それ以外に農地以外には使用しては ならないということになっているわけですが、一方では、子供たちの分家としてそこ に家を建てることを規制して、禁じているわけですね。これは後継者にも大きな問題 が生じると思います。この法律は非常に矛盾しておかしい法律じゃないか、実情を知 らない、いわゆるお役人が机上で決めた法律ではないかなというふうな感じがしてな らないわけです。

今、私が述べましたことについて、町として5年先、10年先を見据えて、現状のこの農振地域をそのままにしておいていいかどうか。どういうふうなお考えを持っておられるか。また、分家を建てることができない現状、どのように考えておられるか。

農地法の改正を見ますと、個人農業主体から企業農業へと軸足を変えてきております。また、TPP等に加盟することになりますと、農家としては大打撃を受けることが想定されますが、今申しました、町として5年先、10年先を見据えて、現状の体制のままでいいのかどうか、あるいはうちを建てることができない状況について、どういうふうにお考えか、お聞かせください。

#### ○議長(茅沼隆文)

産業振興課長。

### ○産業振興課長 (池谷勝則)

いろいろあったので、一つずつ進めていきたいと思います。

まず、神奈川県のいろいろの条文等に農業の記載がないというふうなことがあったんですが、まず、こちらにつきましては、神奈川県都市農業推進協議会に関する条例、または、都市農業に関する条例の中で開成町の県土は全て、住宅以外は農地として利用ができるように、また県民も皆さん農業に対する意欲を持ってほしいという記載が記述されていたかと思っております。

それでは、続きまして、今、特に指摘されておりますのが、農地法と農業振興整備 計画に関する法律に基づく次・三男分家への転用、または農地以外の転用のことを特 に言われているのかなと思います。

今の法律からいきますと、農業振興地域の整備に関する法律では、制定するのが町になっておるのですが、こちらは町が単純に変更することができなくて、転用が絡むものにつきましては、農地法の権限を持っています神奈川県に打診をした中で、神奈川県がオール神奈川として、つまり行政関係なく、オール神奈川としての土地利用がどうなのかを判断した中で、ある一線をひいて、開成町が、例えば変更を出そうとしている。または追加を出そうとしている整備計画の内容に承諾する、しないという形になってこようかと思います。

現在は先ほど言いましたように、議員からもありましたように、平成21年に法改 正というよりも、改正の内容を大分シビアになってきておりまして、この中で転用条 件というのが変わってきてございます。

調整区域の転用につきましては、特に開発なんですが、こちらにつきまして、都市 計画法上もちょっと絡んでくるのですが、そちらで内容的に開発ができる案件であっ ても、やはり農地法が転用できなければ、そちらは開発することができないという大 条件が入ってこようかなと、このように思っているところです。

開成町では、今後どうするのよと。まず、今現在の中でも、次・三男分家については、ちょっと縛りがきつくなっているのは確かでございます。ただ、農地を農家として、実際にそこで農家をやっていただくための農家のための住宅、こちらにつきましては今までどおりの条件でできますので、そちらについてはできるのかなと。

ただ、開成町の農家は、先ほど町長の答弁にもあったように、1戸6反ぐらいしか持っていないという、実際には、開成町は平均だと、平均というか実際にこれは町外の農地も含まれておりますので、その開成町の農家の方が所有している農地という位置づけですので、開成町の中だけでいきますと、もう少し減るのかなと思いますと、どうしても分家を新しく農家をふやすということよりも、次・三男分家をして、今後の親を手伝う息子さん、または娘さん夫婦がそこの地域に入るという形が出てくるのかなと、このようには思っているところですが、今、これらにつきましては、神奈川県の担当課にその辺の改正は今後どうなるのだろうか、または町としてもやはり農業をこのまま残すためには、次・三男分家として、集落を永続させるためにも必要だろ

うというふうなことを考えておりますので、この辺については打診をしているところではございます。ただ、今、法律上の中でだけの判断でいくと、なかなか難しいところなのかなと、このように考えています。

# ○議長 (茅沼隆文)

菊川敬人君。

### ○1番(菊川敬人)

実に矛盾した法律だと思うんですよね。農振は農業を推進しているわけですから、その農業を耕作できなくなってしまうという状況にも、今どんどん追い込まれてきているわけですから、では誰が後を継ぐのよということになれば、やっぱり自分の子供たちが継いでくれるのが一番いいわけですよね。でも、そこへ縛りをかけるということは、やはりこれはおかしな法律であって、町としても、そういうことがないように県や国のほうへ、もぐりで建っちゃうとか、ということではなくて、本当に農業を受け継いでやってくれるんだよということであれば、そこのところはもう少し猶予する余地があるんじゃないかなというふうに私は考えますので、ぜひ、その辺のところは県のほうにも強く言ってほしいなという気がいたします。ぜひお願いしたいと思います。

今度は町長にお伺いしたいことがありまして、今、北部には瀬戸屋敷があります。これは詳細については、また明日、同僚議員から通告されていますので、質問があると思いますので、私はちょっとだけ触れさせていただきたいと思いますが、今後、瀬戸屋敷の位置づけとして、軸足をどこに置くのかということがちょっと気がかりです。観光なのか、それとも農業と連携していくのか。あるいは広域的な展開を図っていくのか。そして、町や地域に対してどういう形で還元ができるのかということをちょっと気になるのです。

今、私が北部に対して夢描いていることは、北部の自然環境と超高齢化を見据えたときに、ここに訪れる方々が、2時間ないし、3時間、半日ぐらいは遊べる、費やせることができる自然空間を設け、北部の農産物、野菜や果物等を季節に応じて収穫できたり、あるいは1年を通じ周遊できる散策路をつくって、四季折々の花を植える。休憩できるような場所を設ける。そして、高齢者がゆっくりと安心して生活できるような総合型の福祉施設をつくる。そういったことを夢見ております。

町では今後、北部は農振の位置づけだけではなく、そうした夢のある計画というの はお持ちでしょうか。

#### ○議長(茅沼隆文)

町長。

#### ○町長 (府川裕一)

瀬戸屋敷はどういう位置づけかという話がありましたけれども、一つの観光だけに こだわるつもりはなくて、まちづくり集会でも説明させていただきますし、この後、 五次総合計画の議案が出てきますけれど、そのときにまたお話をさせていただきます けれども、基本的には南部の開発があと2年で区画整理も終わりますので、この次は 北部に力を入れていきたいというふうなことは言っております。その拠点となるのは 瀬戸屋敷になると思います。

瀬戸屋敷はただの観光だけではなくて、町内でいけば子供たちの学習の場でもあるし、いろいろな意味で活用していく必要があると思います。北部の今、周遊的な話もありましたけれども、それは、北部の中にホタル公園を一緒につくりましょう。小水力の関係で北部にできれば早くつくりたいという夢もありますし、すぐ近くに瀬戸酒造店もありますので、あそこで観光の目玉となるような酒造店が復活できるような支援もしていきたいと、トータルで北部地域が活性化するように。その中で農業振興も図るためには、観光農地として、外から人を呼べるようなのも含めて、6次産業化の意味も含めてそうなんですけれども、そこでつくったものが、そこで加工されて販売できるような形というものを北部全体として、町外から呼ぶ意味と、開成町の中の北部と南部のつなぐ意味では、道路をつくっていきたいと。そのようなトータルで考えておりますので、瀬戸屋敷はどこに軸足を置くかという意味ではなくて、全体で町バランスの中で位置づけておりますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

### ○議長(茅沼隆文)

菊川敬人君。

# ○1番(菊川敬人)

6次産業の話がありましたので、6次産業についてちょっとお伺いいたしますが、今後の北部だけじゃなくて、町全体を見て、6次産業ということを推進していこうということではあるのですが、この6次産業の中に北部の農業がどういった形で位置づけられていくのか、まだ今のところ、私にはよく見えないんです。商業その他あると思いますが、私が期待しているところは、6次産業の中に農業をどういった形で取り入れていって、地元の方とどういう形でこれを推進していくのかというところが、いまいちよく見えない部分がありますので、その辺のところ、お考えがあると思いますので、簡単で結構ですからお聞かせください。

### ○議長(茅沼隆文)

産業振興課長。

#### ○産業振興課長(池谷勝則)

それでは、答えさせていただきます。まず先に議員から質問がありました、北部地域農業活性化の年度、21年じゃないかなということなんですが、20年11月に設置いたしまして、一応21年3月に一応報告のまず第1案を出しております。昨年またそれをまとめて、今までの経過報告という形でスタートしているのは20年度ということで承知していただきたいと思います。

それでは、6次産業化の関係でございますが、6次産業化については、大きく三つの柱で立ち上げてございます。加工場、農産物の直売の充実、これが一つの大きい目玉になっておりまして、内容といたしましては、環境保全型の農業の取り入れですね。それから、直売所相互の連携の事業、これは町内には無人販売店とか、駅前で毎週日曜日にやっている直売、それから農協がやっている直売がいろいろあるわけでござい

ますが、それらを連携させようということで考えている事業でございます。そして、 多品種通年生産事業、こちらは今、開成町というのはお米が主になってしまっていま す。これを、野菜をある程度行うことによって、年間を通しての収穫ができるのでは ないかと、それらをカレンダーみたいな形で収穫時期を割り振ることによって、特に 町内の飲食店の提供、または町の各学校への提供、こういうことにもつながっていく んではないかということで提案しております。

そして、四つ目に、農産物加工場開発事業ということで、そこでできた農産物を加工する。例えば、お米であれば米粉にして団子をつくるとか、または野菜であればそれを使って、例えば、今、弥一芋ではカレーをつくったらどうかとか、またはおもちにしたらどうかとか、そういう加工することによって付加価値をつけていこうと、これが一つ目の大きい柱として立ち上げております。

二つ目の農家レストランの設置ということで、こちらは昨年、試験的に実施はした んですが、こういうところへの農産物の供給、またそこでの販売を考えているところ です。

三つ目に、プラットホーム化の創出ということで、これは平成22年から実施しておるんですが、農業の体験を観光ツアーの中に取り入れていただいて、農家の方と都会の方が接しながら、そこで農業体験をしてもらう。端的に言いますと柿もぎとか、野菜とりとか、そういうふうなのをやっていただくことによって、農家の方も自分で収穫して、出荷するんでなくて、観光客の方がそこに来て、土の中から実際に掘りとりをするとか、木からもぎ取りをする。そういう体験をして、少し遊んでいただこう、そういうふうな計画を入れてございます。ベースは北部の農業を今後どうしていこうかということで、いっぱい活性化してもらおう。そういうふうなことで、今、三つの大きな柱の中にも農業の方たちにかかわりがある内容に盛り込んであると思っております。

#### ○議長(茅沼隆文)

菊川敬人君。

#### ○1番(菊川敬人)

ぜひ6次産業に関してはPRをしていただきたい。せっかくいい事業だと思いますので、お願いしたいと思います。

それでは、1項目はこれで終了して、2項目に移りたいと思います。

小学校教育のさらなるIT化を、でございます。

日進月歩、日々進化するICT(情報通信技術)から目が離せない現況下、各地の小学校では、電子黒板やタブレット端末などの教育現場への導入が進んでいます。さらにグローバル化する社会へ対応するために、小学校教育でのIT教育は避けられない必修科目となってくるように思えます。未来社会で、子供たちが活躍するために、教育の一環として情報技術や情報倫理を学ぶことが重要であり、教育科目に位置づけることが肝要であります。コンピューターは能力を拡大することが可能な道具であり、子供たちは、コンピューターのある学校に興味を引かれる傾向があるようです。みず

から多くの情報を入手する喜びや、達成感を味わうことで将来への展望が開けるものと確信します。小学校教育でコンピューターに触れることは、中・高校教育に必要不可欠なものであります。町では、近年積極的なコンピューターの導入が図られてきましたので、現在のIT教育について伺います。

### ○議長(茅沼隆文)

教育長。

# ○教育長(鳥海 均)

菊川議員のご質問にお答えいたします。ご質問の小学校教育のさらなるIT化についてですが、まず、小学校におきましては、平成23年度より実施の小学校学習指導要領の総則の中で指導計画の作成に当たってどうするかということについて、次のように取り扱いが示されています。

各教科指導に当たっては、児童が、コンピューターや、情報通信ネットワークなどの情報手段になれ親しみ、コンピューターで文字を入力するなどの基本的操作や、情報モラルを身に着け、これらの情報手段に加えて、視聴覚教材や教育機器などの教材教具の適切な活用を図るというふうになっています。

また、中学校におきましては、平成24年度より実施の中学校学習指導要領のやはり総則の中で、同様に次のように取り扱いが示されています。各教科等の指導に当たっては、生徒が情報モラルを身に着け、コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするために、学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加えて、視聴覚教材や教育機器などの教材、教具の適切な活用を図ることというふうになっております。

なお、中学校の技術、家庭科の指導内容の中には、情報ネットワークと情報モラル について、以下のように指導することとなっています。

コンピューターの構成と基本的な情報処理の仕組みを知ること。情報通信ネットワークにおける基本的な情報利用の仕組みを知ること。加えて著作権や発信した情報に対する責任を知り、情報モラルについて考えること。情報に関する技術の適切な評価や活用について考えること。

また、デジタル作品の設計、製作については、メディアの特徴と利用方法等を知って、作品の設計ができること。多様なメディアを複合して、表現や発信ができること。 プログラムによる計測制御については、次のとおり指導するということになっています。

一つ目は、コンピューターを利用した計測制御の基本的な仕組みを知ること。二つ目は、情報処理の手順を考えて、簡単なプログラムが作成できること。このような指導内容を踏まえまして、情報通信ネットワークにおける知的財産の保護の必要性や、使用するメディアに応じて、個人保護の必要性についても指導して、全ての内容において、技術に係る先ほどお話しました倫理観とか、新しい発想を生み出し、活用しようとする態度を育成することを目標として指導をしております。

小中学校ともパソコン教室に学級人数分を配置し、整備を図り、セキュリティーの

問題も専門家に委託しながら指導に当たっております。急速な情報化社会の突入で、小学校の低学年から携帯電話を保持している現状ですので、学校だけでなく、各家庭での対応がかなりの比重を占めているように考えます。また、多くの家庭でインターネットの活用も図られているのが現状であります。

世の中の進捗にあった情報教育の取り組みは、教員の力だけでの指導では限界があります。個人による技能の差も激しく、かなりの能力を持った児童・生徒もいます。 視聴覚教材や、教育機器の活用を図りながら、なおかつ教科の目標に向かって、指導技術を高める努力は必須の状況となっております。

反面、コンピューターの悪い部分といいますか、子供たちに与える悪影響といいまして、対面時間が長い児童・生徒におきましては、人とのコミュニケーションの時間が失われ、人と人とのかかわりが下手になってしまう危険性もあります。

以前は各ご家庭でも、1人1テレビ時代となるなど予想もしなかったと思いますが、現在では、自分の好きなテレビのみを見て、茶の間でみんなでチャンネルを奪い合いながら、譲り合って、それぞれの見たい番組を調整したりしたと、こんな中で我慢をすることや、人の心を理解すること、譲り合う心、時には一つの番組を話題にして、お互いに会話の中で子供たちのさまざまな心の育成が図られたことも決して忘れてはならないなというふうに思っています。

また、電話につきましても、現在では、家族、個人個人が携帯電話を保有し、どのような人と誰が会話をしているのかさえ知らないという状況も生まれています。このような情報社会が進んでいるのも事実だというふうに理解しております。

学校教育の中でも、教育機器の充実と人間関係の育成を上手にかみ合わせながら指導するように心がけています。これからますます発展する情報社会と対応できる子供の育成については、さらにさまざまな注意を払いながら臨んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

### ○議長(茅沼隆文)

菊川敬人君。

#### ○1番(菊川敬人)

それでは、改めて質問いたします。電子黒板の件ですが、描いた内容を電子的に変換して、コンピューター画面の投影として使用可能なホワイトボードのようなものですが、大画面で説明を進めることで、生徒の集中力、学習力の向上が期待できるわけであります。

ICTの環境整備状況は、教育用コンピューター一人当たりの児童生徒数でデータが出ておりますが、全国平均では6.6人につき1台、神奈川県は7.8人に1台となっています。また、電子黒板の整備状況は、全国平均で72.5%、神奈川県は78.4%、今年3月末の数値であります。開成町でも整備ができているわけでありますが、現状の電子黒板の設置台数と活用状況、そして、その効果はどういう効果があるのかをお聞かせください。

### ○議長(茅沼隆文)

教育総務課長。

#### ○教育総務課長(井上 新)

お答えをさせていただきます。まずは電子黒板でございますけれども、設置状況ですが、平成21年度に開成小1台、文命中学校1台、22年に開成南小1台ということで、各小中ともに1台ずつ配備をさせていただいているところでございまして、電子黒板は、議員おっしゃられたとおり、ツールとしてホワイトボード的に活用ができるといったものでございまして、同時に地デジも同時期に導入をさせていただきまして、テレビのほうですけれども、そのときには、開成小学校が4台、開成南小学校が7台、文命中学校が1台という形で同時期に配備をさせていただいているところでございます。

学校ICTの関係につきましては、文部科学省でも大変力を入れているものでございますので、開成町といたしましても、同様に電子黒板導入し、教育機会に充ててございます。電子黒板を導入したことによって、メリット的なところですけれども、基本的には教材になりますので、先ほど教育長が申されましたけれども、先生の生の授業というのが基本にはございますけれども、ICTを活用することによりまして、教育の原点であります驚き、こういった教え方があるのかなという驚きと、その点で授業において見られないものを見られるようにしたり、小さいものを大きく見せたりするICT、これは子供の学びへの動機づくり、そういったものの高めるツールとして有効だとされております。

開成町におきましても、導入をした後の状況を見ますと、開成小学校におきましては、基本的には電子黒板1個しかございませんので、研究事業で使うのが基本的にはメーンになっているようでございます。ただ、若い先生方がそういったものを活用しながら、開成小におきましては、2週間に一、二回程度、そして、開成南小学校につきましては、電子黒板、週3回から5回ぐらいは使っていると。文命中学校におきましては、月に二、三回といった利用頻度であるというふうに聞いております。

以上です。

#### ○議長(茅沼隆文)

菊川敬人君。

# ○1番(菊川敬人)

電子黒板等は、これから学校で必要となるものかなという感じがいたしますので、 1台を、2台、3台という形で増やしていかれることを希望いたします。

ICTの教育を取り上げるということに関して、不可欠となってしまうことの中には、先生方のICTの理解度というのがあるかなと思います。ICTの活用の指導力が伴わないと、これは協力どころではなく、導入もままならないのではないかなと思います。この指導力を向上させるために研修がありますが、全国的に見ても、受講率はまだ低いですね。22.2%ぐらいのところでありまして、神奈川県は約23%ぐらいであるみたいです。今後はさらに増えていくということでありますが、開成町に

おいても、このICTに関する研修を受講された先生はおられるのでしょうか。割合としてどれぐらいの率であるのでしょうか。

# ○議長(茅沼隆文)

教育総務課長。

### ○教育総務課長(井上 新)

お答えをさせていただきます。まず、開成町の場合は、開成町園学校システム運用 業務支援員という、支援員を専門家に委託してございまして、この支援員によりまし て、さまざまな活動をしていただいております。

例えば、先月ですけれども、開成小学校におきまして電子黒板の活用事例ということで、PDFの使い方であったりとか、ネットに挙げられている事例から参考になるものを抜粋して、先生方にご指導をいただいたりとか、そういった形で、個別に学校に出向いて、そういった研修をやらせていただいているというのが実態でございます。

開成町の場合は、特に先ほど教育長が申しましたけれども、小学生のころから携帯電話を持っていたりとか、そういったコンピューターに接する児童、生徒が多いものですから、そういったこともありまして、ネット社会のそういった注意を要すべきこともあります。そういったことも含めて、こういった支援員を設けて、小中学校にそういった事例を提供させていただいているといったところでございます。

### ○議長(茅沼隆文)

菊川敬人君。

### ○1番(菊川敬人)

もう一点だけお聞きいたします。教科書と電子黒板を併用したデジタル教科書というのがありますが、全国的に最近注目されてきていますが、まだまだ使用状況は低いです。神奈川県でも26.2%しかないんですが、テレビモニターやプロジェクターにつながず、手元の教科書、ノート、プリントなどを拡大して投影する実物投影機がありますが、この整備率というのは、近年どんどんふえつつありますが、開成町においても、このような実物投影機というのはあるのでしょうか。もしなかったら、今後、導入する計画はあるのでしょうか。

#### ○議長(茅沼隆文)

教育総務課長。

#### ○教育総務課長(井上 新)

お答えをさせていただきます。昔でいいますと、OHPというのがございましたけれども、現在は実物投影機と、今、書画カメラというふうにも言っておりますけれども、開成小学校と開成南小学校、それぞれ2台ずつ既に配備を済ませておりまして、授業に生かしていただいていると。こちらのほうが電子黒板よりも、ぱっとものをその投影機に出しますと、それが大きく映るといったもので、こちらのほうが授業のやり勝手はしやすいというような先生からの生の声も聞いておりますので、今後はそういった要望に応じてそういったものを取り入れていきたいというふうに考えております。

○議長(茅沼隆文)

菊川敬人君。

# ○1番(菊川敬人)

電子端末がこれからどんどん普及していくと思います。NTT東日本では、各地の小学校で、教育IT化実証実験というのを行いました。教育スクウエアICTというのを平成23年から始めていますが、子供たちはコンピューター、未来のものに非常に興味を示すということであるみたいです。そこから新しい情報を入手して、さらに比較的な考えを持っていくということでありますので、ぜひ、ICTに関しては、今後とも普及を進めていただきたいなというふうな感じがいたします。

私もコンピューターに関しましては非常に興味を持っている一人でありますので、 ぜひとも少し普及のほうを伸ばしていただきたいなという感じがいたしますので、よ ろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。